平成29年度 建設業取引適正化センター設置業務 民間競争入札実施要項 (案)

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	委託業務の内容及びその実施にあたり確保されるべき公共サービスの質に関す 事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	つる 3
3	実施期間に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	入札参加資格に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5	入札に参加する者の募集に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	委託業務を実施する者を決定するための評価の基準に関する事項・・・・	8
7	従来の実施状況に関する情報の開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
8	受託事業者に使用させることができる国有財産に関する事項・・・・・ 1	0
	受託事業者が委託業務を実施するにあたり国土交通省に対して報告すべき事項密を適正に取り扱うために必要な措置その他委託業務の適正かつ確実な実施確保ために契約により受託事業者が講ずべき措置に関する事項等・・・・・・ 1	
	おいて、その損害の賠償に関し契約により当該受託事業者が負うべき責任に関する	
1	1 委託業務に係る評価に関する事項・・・・・・・・・・・ 1	7
1	2 その他委託業務の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・ 1	8

平成29年度 建設業取引適正化センター設置業務 民間競争入札実施要項(案)

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービス改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省は、公共サービス改革基本方針(平成25年6月14日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された建設業取引適正化センター (以下「適正化センター」という。)設置業務について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)を定めるものとする。

2 委託業務の内容及びその実施にあたり確保されるべき公共サービスの質に関する 事項

(1) 適正化センター設置業務の概要

アー目的・概要

建設投資の急激な減少やそれに伴う競争の激化により、建設業界は厳しい経営環境に置かれている。価格のみに依拠した過度の競争は、手抜き工事や一括下請負、現場に配置すべき技術者等の専任義務違反などの法令違反をまねくおそれがあり、また、元請業者の優越的な地位を利用した不公正な取引慣行によって、建設業の複雑な重層下請構造からくる下請業者・労働者へのしわ寄せも懸念されることから、建設業界全体の健全な発展を阻害するおそれもある。

このため、国土交通省では、平成19年度に、本省に「建設業法令遵守推進室」を、各地方整備局等には「建設業法令遵守推進本部」を設置するとともに、「駆け込みホットライン」を併せて開設し、建設業法違反等の情報収集並びに建設業における法令遵守の徹底を図ってきたところである。しかし、駆け込みホットラインに寄せられた電話等の中には、法令違反ではなく、行政指導等による問題解決が困難な工事代金の未払い等の建設業者間における請負契約をめぐる紛争案件も多く含まれていた。請負契約をめぐる問題は、建設工事期間の延長や手抜き工事などの建設業者間の問題であるだけでなく、発注者ひいては国民の安全・安心の確保のためにも看過できない問題である。

このような背景により、本業務では、建設工事の請負契約の相談窓口となる

「適正化センター」を設置して紛争の解決や防止に向けた助言を行うとともに、 寄せられた相談に関する争点と助言内容を類型的にとりまとめた事例集を作 成することで、紛争の解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目 的とする。

イ 業務内容

適正化センター設置業務の内容は次のとおりであり、詳細は別添1「建設業取引適正化センター設置業務仕様書」(以下「仕様書」という。)によるものとする。

(ア) 適正化センターの設置

建設工事の請負契約に関する以下の業務について、適正化センターを設置し 行う。

- ①紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
- ②建設業法(昭和24年法律第100号)及び関係法令違反に対する行政機関の紹介
- ③建設工事紛争審査会の紹介及び同審査会への申請に当たっての指導
- (イ) 適正化センターの運営
 - ①東京23区内及び大阪市内に相談窓口を設置し、窓口取扱時間は月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時までとする。
 - ②本業務を管理・監督するため、建設業に関する業務の経験(建設業関係団体や建設業許可行政庁における経験などをいう。以下同じ。)を有する管理技術者を1名置き、各相談窓口に建設業に関する業務の経験を有する職員を常時2名配置する。(過去の配置人員については別添9参照)
 - ③各相談窓口に、弁護士及び建設業の実務に精通した有識者(土木・建築の 資格を有するなど建設業の現場実務に精通した者をいう。以下同じ。)を それぞれ1名勤務させる。なお、弁護士は月3回以上、建設業の実務に精 通した有識者は月2回以上とする。(過去の配置人員については別添9参 照)
- ④相談料は無料とし、相談は電話、FAX、電子メールでも受付可能とする。
- ⑤リーフレットを作成の上、適正化センターの周知を行うとともに、ホームページを開設し、営業時間や相談の申し込み方法等を表示する。
 - 周知にあたっては、少なくとも、リーフレット(概ね1万枚程度で可とする)を建設業許可行政庁(地方整備局等及び都道府県)、建設業法第27条の37の規定に基づき届出のあった建設業者団体(105団体、全国組織)などへ配布し、合わせて周知の協力依頼を行うとともに、建設専門紙への記者発表を行うこと。なお、配布の内訳は、発注者より別途指示する。
- (ウ) 上記業務の報告及び事例集の作成

相談内容及び相談への対応結果についての整理及び紛争の原因・傾向の分析について報告書を作成する。

(2) 確保されるべき公共サービスの質

ア 委託業務の適正かつ確実な履行

本委託業務に関して公共サービスの質を確保するため、基準の必須項目に掲げる業務処理体制、管理体制を整え、本実施要項及び契約に基づき遂行することとされた業務を適正かつ確実に履行する。

イ 要求水準

上記アを行った上で、本委託業務の実施に関して公共サービスの質を確保するため、受託事業者に対して以下の要求水準を設定する。ただし、本要求水準は、国土交通省が要求する最低限の水準であることから、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を制限するものではない。

(ア)適正化センターに寄せられた相談に対する当日中の回答率について、毎 月の平均が80%を上回ること。

なお、本業務は、相談者が抱える問題につき整理し、紛争等の解決や 紛争等の深刻化の未然防止に向けた助言・指導を行うものである。

したがって、可能な限り、紛争等の解決や紛争等の深刻化の防止に資する論点の指摘のみならず、具体的な主張立証方法の助言をすることや、簡易な事案であれば、例えば調停申立書の記載事項についても助言をすることが望ましい。

とはいえ、電話・FAX等の限定的なコミュニケーションや、来所面談であっても30分間から1時間程度を予定していることから、持ち込まれる相談内容によっては、回答内容にも自ずから限界がある。

そこで、当日中の回答として求められる最低水準としては、

- ○1 相談者の主張、説明等を聴取し、論点の整理を行うこと、及び
- ○2 裁判所や建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関において 実施される手続の概要を紹介しつつ、紛争処理機関の窓口を紹介 すること、

を基本とする。過去の対応事例を、参考まで添付する。(別添2参照)

(イ)受託事業者が実施する相談対応結果に対する調査(別添3参照)において、相談対応に対して「大変参考となった」及び「参考となった」とする評価が80%以上であること。

(3) 支払い方法

ア 契約の形態は、委託契約とする。

イ 受託事業者は委託業務が完了したときは、その旨を国土交通省に通知し、そ の日から10日以内に国土交通省の検査を受けることとする。なお、検査の際 に、国土交通省から補正を指示された場合は直ちにそれに従い、同様に検査を 受けることとする。

- ウ 受託事業者はイの検査に合格したときは、契約金の支払いを国土交通省に請求し、国土交通省は請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うこととする。
- エ 法令の変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、(ア)から(ウ)に該当する場合には国土交通省が負担し、それ以外の法令の変更については受託事業者が負担する。

- (ア) 本業務類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- (イ) 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)
- オ 国土交通省は、民間業者からの要求により、必要があると認めるときは、 会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和2 2年勅令第165号。以下「予決令」という。)第58条第3号に基づく協議 を行い、協議が調った場合に限り、委託費の全部又は一部を概算払いすること ができる。

3 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。) に該当する 者でないこと。
- (2) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (5) 入札説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等に滞納がないこと。
- (9) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務

の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

- (10) 会社更生法に基づき、公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (11) 単独で本業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、ほかの者は構成員として参加するものとする。共同事業体の構成員は、他の共同体の構成員となること、又は、単独で参加することはできない。共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成し、提出すること。また、すべての共同事業体構成員については、上記(1)から(10)のすべての要件を満たしていること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1)入札に係るスケジュール

入札公告	平成28年1	2月下旬頃
質問期限	平成29年	1月上旬頃
技術提案書等の提出期限	平成29年	1月中旬頃
技術提案書等の審査	平成29年	1月下旬頃
入札書提出期限·開札	平成29年	2月上旬頃
契約の締結	平成29年	4月1日

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び 方法により提出すること。

ア 総合評価申請書

別添4「「建設業取引適正化センター設置業務」の総合評価基準書」に示した各要求項目について具体的な提案を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類。

詳細は、別添4の2.を参照すること。

イ 入札参加申請書等

電子調達システムにより入札に参加する場合は別添5「入札参加申請書」、電子調達システムにより難い場合は別添6「紙入札方式参加願」を提出すること。これに合わせて、下記に掲げる事項を証明した書面を提出すること。

・平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者で

あることを証明する書類(資格審査決定通知書の写し)。

ウ 入札書

入札金額(契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額)を記載した書類。様式は別添7を使用するものとする。

工 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。様式は別添8を使用するものとする。 ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

オ 暴力団排除に関する書類

法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類(書類は、落札予定者となった者のみ提出。)。

- カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(直近のもの)
- キ 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた 協定書又はこれに類する書類

6 委託業務を実施する者を決定するための評価の基準に関する事項

以下に本委託業務を実施する者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添4を 基本とする。

(1) 評価方法

本委託業務を実施する者の評価方法は、総合評価落札方式(除算方式)による ものとする。総合評価は、技術評価点(別添4の基準より算定した得点)を入札 価格で除して得た数値(以下「総合評価点」という。)をもって行い、技術評価 点の配分は基礎点100点、加点118点とする。

総合評価点=技術評価点 / 入札価格

(2) 技術評価点の算出方法

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点=基礎点(100点)+加点(118点満点)

基礎点は、別添4に定める評価項目のうち、「必須」とする項目の要求要件を 全て満たしているか否かを判定し、全ての要件を満たし合格した者に付与する。 1つでも満足していない場合には不合格とする。

加点は、基礎点が付与された者について、別添4に定める評価項目のうち、「加点」とする項目について評価を行い付与する。なお、加点最高点は、118点と

する。

(3) 落札者の決定等

ア 落札者は、次の各要件に該当する者のうち、6 (1) にある総合評価点の最 も高い者を落札者とする。

ただし、落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の 内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著し く不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち総合評価点が最も 高い者を落札者とすることがある。

- (ア)入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限 の範囲内であること。
- (イ)提出された技術提案が、別添4に定める評価項目のうち、「必須」とする項目の要求要件を全て満たしていること。
- イ 第1回目の入札が不調となった場合は再度入札に移行する。
- ウ 上記による入札執行回数(当初入札、再度入札)は原則2回とする。入札の 結果、落札者がいない場合は、原則再度公告入札を行う。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において、4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- エ 落札となるべき最も高い総合評価点の入札をした者が2人以上あるときは、 くじへ移行する。
- オ 入札説明書において明示した競争参加資格のない者のした入札、証明書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の入札並びに入札に関する条件等に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- カ 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札金額、 落札者の決定理由等について公表するものとする。

(4) 落札者が決定しなかった場合の措置

国土交通省は、初回の入札において入札参加者がいなかった場合、必須審査項目を全て満たした入札参加者がなかった場合、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。この場合において、国土交通省は民間競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告する。

7 従来の実施状況に関する情報の開示

本委託業務に関する(1)から(5)の情報は、別添9「従来の実施状況に関する

情報の開示」のとおり開示する。なお、応札希望者は、本業務を把握するために、現行受託者からの業務報告書を閲覧することができる。閲覧を希望する者は、守秘義務に関する誓約書(別添10参照)及び5(2)イに掲げる書類の写しを提出の上、入札公告日から技術提案書等の提出期限までの期間(業務日の午前10時から午後5時まで)に、別添1に記載の監督職員に事前連絡の上、(6)の場所において閲覧することを許可する。

- (1) 委託業務に関する従来の実施に要した経費
- (2) 委託業務に関する従来の実施に要した人員
- (3) 委託業務に関する従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 委託業務に関する従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等
- (6) 閲覧場所

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階 国土交通省土地・建設産業局建設業課

8 受託事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

本業務の実施にあたり、受託事業者に使用させることのできる国有財産はなく、本委託業務の実施に必要なものは、受託事業者が調達するものとする。

- 9 受託事業者が委託業務を実施するにあたり国土交通省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他委託業務の適正かつ確実な実施確保の ために契約により受託事業者が講ずべき措置に関する事項等
 - (1)受託事業者が国土交通省に対して報告すべき事項、国土交通省の指示により講じるべき措置

ア報告

受託事業者は、委託業務を実施したときは、仕様書4.3)に基づき、国土 交通省へ報告しなければならない。

イ 調査

- (ア) 国土交通省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託事業者に対し必要な報告を求め、又は国土交通省の職員が事務所に立ち入りし、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査を実施する国土交通省の職員は、立入検査を行う際には、当該 検査が法第26条第1項に基づくものであることを受託事業者に明示す るとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとす

る。

ウ指示

国土交通省は、法第27条の規定に基づき、本委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受託事業者またはその代理人および使用人が本業務を実施するにあたって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または、盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、または、盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置

ア 委託業務の開始及び中止

受託事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務 を開始しなければならない。

また、受託事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとすると きは、あらかじめ国土交通省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

受託事業者は、本業務の実施にあたり、相談者を具体的な理由なく区別してはならない。

また、受託事業者は、相談者について、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

受託事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをして はならない。

エ 宣伝行為の禁止

受託事業者及び本業務に従事する者は、国土交通省や「建設業取引適正化センター設置業務」の名称やその一部を用いて、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自らが行う業務が「建設業取引適正化センター設置業務」の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

また、受託事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 弁護士による受任の禁止

本業務に従事する弁護士は、本業務において相談のあった紛争等に係る法律

事件を受任してはならない。

カ 法令の遵守

受託事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

キ 安全衛生

受託事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理について、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

ク 記録及び帳簿

受託事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年 間保管しなければならない。

ケ権利義務の帰属等

印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は国土交通省 に帰属する。

受託事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、 国土交通省の承認を受けなければならない。

コ 契約によらない自らの事業の禁止

受託事業者は、本業務を実施するにあたり、国土交通省の許可を得ることなく自ら行う事業又は国土交通省以外の者との契約(国土交通省との契約に基づく事業を除く。)に基づき実施する事業を行ってはならない。

サ 取得した個人情報の利用の禁止

受託事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は国土 交通省以外の者との契約(本業務を実施するために締結した他の者との契約を 除く。)に基づき実施する事業に用いてはならない。

シ 権利義務の譲渡等

受託事業者は、本業務により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、 または承継させてはならない。ただし、あらかじめ国土交通省の書面による承 諾を得た場合はこの限りではない。

ス 再委託

- (ア) 受託事業者は、業務の全部を第三者に一括して委託してはならない。
- (イ) 受託事業者は、業務の一部(業務における総合的企画、業務遂行管理、 手法の決定等本業務における主たる部分を除く。)を再委託しようとする ときは、原則として、あらかじめ提案書において再委託先の相手方の住所、 氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び合理性等について記 載するものとする。
- (ウ) 受託事業者は、契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合 には、再委託範囲等を明らかにした上で、あらかじめ国土交通省の承認を

得なければならない。

- (エ) 再委託の内容を変更しようとするときも、あらかじめ国土交通省の承諾 を得なければならない。
- (オ) 受託事業者は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で 再委託が行われるときは、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住 所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関 する書面」という。) を国土交通省に提出しなければならない。履行体制 に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (カ)上記(イ)から(オ)については、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- (キ) 再委託先は、上記9(2)及び(3)に規定する事項については、受託 事業者と同様の義務を負うものとする。
- (ク) 受託事業者が業務の一部を第三者に委任する場合において、これに伴う 第三者の行為については、その責任を受託事業者が負うものとする。
- セ 使用人による不法行為の責任

受託事業者は、本委託業務の実施につき使用した使用人による不法行為については一切の責任を負う。

ソ 履行遅滞の場合における延滞金等

受託事業者の責に帰する事由により業務の履行を怠り履行期限を経過したときは、国土交通省は受託事業者から延滞金を徴収することができる。

当該延滞金の額は、契約金額について、履行期限の翌日から履行の完了した 日までの日数につき年5パーセントの割合で計算した金額とする。

また、国土交通省の責に帰すべき事由により代金の支払いが遅れた場合には、 受託事業者は国土交通省に対して年2.9パーセントの割合で計算した金額の 遅延利息が請求することができる。

タ 契約の変更等

国土交通省及び受託事業者は、本委託業務を改善するため、又はやむを得ない事由がある場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

国土交通省は、上記により契約を変更した際には、法第21条の規定に基づ く手続を適切に行わなければならない。

チ 契約の解除

- (ア) 国土交通省は次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - ① 法第22条第1項第1号イからチまで又は同項第2号に該当すると

き

- ② 受託事業者の責に帰すべき事由により期限経過後、相当の期限を付しても業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- ③ 正当な事由なくして着手時期を過ぎても業務に着手しないとき
- ④ 本業務の履行について、受託事業者若しくはその代理人又は使用人等 に不正の行為があったとき
- ⑤ (2) 及び(3) に違反したとき
- ⑥ ①~⑤のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成する ことができないと認められるとき
- ⑦ 受託事業者より解約を申し出たとき
- ⑧ 受託事業者が次のいずれかに該当するとき
 - ・役員等(受託事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)を利用するなどしたと認められるとき
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力 し、若しくは関与していると認められるとき
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有 していると認められるとき
 - ・下請契約その他の契約にあたり、その相手方が①~⑥のいずれかに 該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる とき
 - ・受託事業者が、①~⑥のいずれかに該当する者を下請契約その他の 契約の相手方としていた場合に、国土交通省が受託事業者に対して 当該契約の解除を求め、受託事業者がこれに従わなかったとき
- ⑨ 上記のほか、必要があるとき
- (イ)受託事業者は契約を解除された場合は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、国土交通省に支払わなければならない。
- ツ 談合等不正行為があった場合の違約金等 受託事業者が、次のいずれかに該当したときは、国土交通省の請求に基づき、

契約額(契約締結後、契約額に変更があった場合には、変更後の契約額)の1 0分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。

- (ア)本業務に関し、受託事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引員会が受託事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づき課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- (イ)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託事業者又は受託事業者が構成員である事業者団体(以下「受託事業者等」という。)に対して行われたときは、受託事業者等に対する命令で確定したものをいい、受託事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (ウ)上記に規定の納付命令又は排除措置命令により、受託事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間又は当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本業務が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託事業者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (エ)本業務に関し、受託事業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

テ 代理人等の通知

受託事業者は業務に着手する前にあらかじめ本委託業務に従事させる代理 人または使用人の氏名等を国土交通省に通知し、その承認を受けることとする。 国土交通省は受託事業者から通知のあった代理人または使用人について、承 認しがたいときは、その全部または一部の変更を受託事業者に要求することが できる。この場合、受託事業者はその要求に応じなければならない。

国土交通省は、受託事業者が業務に着手した後に受託事業者の代理人または 使用人に不正行為等があったときは、受託事業者に対してその改善を要求する ことができる。

ト遅延利息の徴収

受託事業者がこの契約に基づく違約金または延滞金を国土交通省の指定する期限までに支払わないときは、国土交通省は、その期限の翌日から納付を完了するまで当該違約金、または、延滞金に年5パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

ナ 無体財産権の帰属

当該業務の成果及び過程において、派生的に生じた著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定められた権利を含む。)、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、国土交通省が承継する。

ニ 委託業務の引継ぎ

(ア) 現行の事業者からの引継ぎ

国土交通省は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者 及び受託事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了した ことを確認する。

本委託事業を新たに実施することとなった受託事業者は、本業務の開始 日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務 の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、新受託事業者の負担となる。

(イ) 委託期間満了の際に受託事業者の変更が生じた場合の引継ぎ

国土交通省は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、受託事業者及び 次回の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したこ とを確認する。

本業務の終了に伴い受託事業者が変更となる場合には、受託事業者は、 当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の 事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、次の受託事業者の負担 となる。

ヌ その他

仕様書や契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、国土交通省 と受託事業者との間で協議して解決する。

- 10 受託事業者が委託業務を実施するにあたり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託事業者が負うべき責任に関する事項
 - (1) 委託業務を実施するにあたり、受託事業者等が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。
 - ア 国が国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項等に基づき当該 第三者に対する賠償を行ったときは、国は受託事業者に対し、当該第三者に支 払った損害賠償額(当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する 場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超えた部分に限る。)について 求償することができる。
 - イ 受託事業者が民法 (明治29年法律第89号) 第709条等に基づき当該第 三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに 帰すべき理由が存するときは、当該受託事業者は国に対し、当該第三者に支払 った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について 求償することができる。
 - (2) 委託業務を実施するにあたり、受託事業者等が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合には、受託事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする(ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。)

11 委託業務に係る評価に関する事項

(1) 本委託業務の実施状況に関する調査の時期

本委託業務の実施状況調査については、総務大臣が行う評価(平成30年5月 ~6月の予定)の時期を踏まえ、平成30年3月末の業務終了時点における状況 を調査するものとする。

(2)調査の実施方法

国土交通省は、本業務が適正かつ確実に履行されたかを定性的に評価するとともに、次の調査項目について、実施状況の調査を行い、数値的な質の維持向上が達成できたかを定量的に評価する。

ア 2. (2) イに定める要求水準に係る評価結果 イ実施経費

(3) 意見聴取

国土交通省は、必要に応じ、受託事業者から意見の聴取を行うことができる。

(4) 評価に係る実施状況等の提出

国土交通省は、本事業の評価に係る実施状況等について、平成30年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。

12 その他委託業務の実施に関し必要な事項

(1) 委託業務の実施状況等の監理委員会への報告

国土交通省は、法第26条および第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 国土交通省の監督体制

- ア 本委託業務の契約に係る監督は、監督職員等が、自ら又は補助者に命じて、 立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- イ 本委託業務の実施状況に係る監督は、上記9(1)により行うものとする。
- ウ 本委託業務に関し、公共サービスを適正に実施し、又は向上させる観点から 情報共有や課題の検討を行うため、受託事業者との間で、必要に応じて随時打 合せを行うこととする。
- エ 国土交通省は、受託事業者が置いた業務管理者等との連絡・調整(受託事業者からの業務処理上の質問に対する対応を含む。)を行う職員(委託元責任者)を置くものとする。

(3) 受託事業者の責務

- ア 本業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法第25条第 2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。
- イ 受託事業者は、会計検査院が必要と認めるときには、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。
- ウ 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金 に処せられる。
 - (ア) 法第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は法第26条第1項の規定のよる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、 若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をした者。
 - (イ) 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者。
- エ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その 法人又は人の業務に関し、上記ウの違反行為をしたときは、法第56条の規定 により、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して上記ウの刑が課されることとなる。

建設業取引適正化センター設置業務仕様書

- 1. 件 名 建設業取引適正化センター設置業務
- 2. 履行の期間 平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで

3. 業務の目的

建設投資の急激な減少やそれに伴う競争の激化により、建設業界は厳しい経営環境に置かれている。価格のみに依拠した過度の競争は、手抜き工事や一括下請負、現場に配置すべき技術者等の専任義務違反などの法令違反をまねくおそれがあり、また、元請業者の優越的な地位を利用した不公正な取引慣行によって、建設業の複雑な重層下請構造からくる下請業者・労働者へのしわ寄せも懸念されることから、建設業界全体の健全な発展を阻害するおそれもある。

このため、国土交通省では、平成19年度に、本省に「建設業法令遵守推進室」を、各地方整備局等には「建設業法令遵守推進本部」を設置するとともに、「駆け込みホットライン」を併せて開設し、建設業法違反等の情報収集並びに建設業における法令遵守の徹底を図ってきたところである。しかし、駆け込みホットラインに寄せられた電話等の中には、法令違反ではなく、行政指導等による問題解決が困難な工事代金の未払い等の建設業者間における請負契約をめぐる紛争案件も多く含まれていた。請負契約をめぐる問題は、建設工事期間の延長や手抜き工事などの建設業者間の問題であるだけでなく、発注者ひいては国民の安全・安心の確保のためにも看過できない問題である。

このような背景により、本業務では、建設工事の請負契約の相談窓口となる「建設業取引適正化センター」(以下「適正化センター」という。)を設置して紛争の解決や防止に向けた助言を行うとともに、寄せられた相談に関する争点と助言内容を類型的にとりまとめた事例集を作成することで、紛争の解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とする。

4. 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

1)適正化センターの設置

建設工事の請負契約に関する以下の業務について、適正化センターを東京及び大阪に設置し行う。

- ①紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス
- ②建設業法及び関係法令違反に対する行政機関の紹介
- ③建設工事紛争審査会の紹介及び同審査会への申請に当たっての指導

2) 適正化センターの運営

適正化センターは少なくとも以下のとおり運営するものとする。

- ①窓口取扱時間は月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時までとし、休日は行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日(左記に掲げる日を除く。)とする。
- ②東京23区内及び大阪市内に相談窓口を設置すること。
- ③本業務を管理・監督するため、建設業に関する業務の経験(建設業関係団体や 建設業許可行政庁における経験などをいう。以下同じ。)を有する管理技術者 を1名置くものとする。
- ④東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ、建設業に関する業務の経験を有する職員(以下「相談員」という。)を常時2名配置する。
- ⑤東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ弁護士及び建設業の実務に 精通した有識者(土木・建築の資格を有するなど建設業の現場実務に精通した 者をいう。以下同じ。)をそれぞれ1名勤務させる。 なお、弁護士は月3回以上、建設業の実務に精通した有識者は月2回以上とす る。
- ⑥ホームページを開設し、営業時間、相談・苦情の例、相談を受けた場合のアドバイス、相談の申し込み方法、連絡先、アクセス方法、リーフレットのURLを表示すること。表示にあたっては、1ページ程度で簡潔に内容を示すこととし、開設のために別途機器を調達することは要しない。なお、これ以外に相談者にとって有益であると考えられる事項を追加することは制限しない。
- ⑦相談料は無料とする。
- ⑧相談は電話、FAX、電子メールでも受付可能とする。ただし、適正化センター専属の機器を新設することを要しない。
- ⑨リーフレットを作成し当該センターの周知を行う。 周知にあたっては、少なくとも、リーフレット(概ね1万枚程度で可とする) を建設業許可行政庁(地方整備局等及び都道府県)、建設業法第27条の37 の規定に基づき届出のあった建設業者団体(105団体、全国組織)などへ配 布し、合わせて周知の協力依頼を行うとともに、建設専門紙への記者発表を行
- ⑩年間運営日のスケジュールをあらかじめホームページ等で示すこと。

うこと。なお、配布の内訳は、発注者より別途指示する。

- ①提出した技術提案において評価し採用された事項がある場合、それに係る体制 を構築し提案内容のとおり業務を遂行すること。
- 3) 上記業務の報告及び事例集の作成

①報告書(月次報告)

相談内容を分析し、毎月10日までに前月の相談対応結果を報告すること。 報告書には、少なくとも以下の類型を記載し報告すること。

- ア. 紛争類型 (工事瑕疵、工事遅延、工事代金の争い、契約解除、下請代金の 争い、その他)
- イ.元・下間金銭トラブル原因類型別(債権額が確定しているが不払い、請負契約の内容が不明確なため不払い、工事施工不良(出来栄え)を理由として減額 or 不払い、相手方の失踪等、相手方の倒産等、赤伝処理等、追加工事等に伴う追加額の不払い、その他)
- ウ. 当事者類型(個人発注者→請負人、法人発注者→請負人、請負人→個人発注者、請負人→法人発注者、下請負人→元請負人、元請負人→下請負人、 その他)
- エ. 下請の階層(1次、2次、3次、4次、5次、その他)
- オ、公共工事及び民間工事類型別(公共工事、民間工事)
- カ. 相談事案の建設工事の種類別件数(29業種、その他)
- キ. 相談対応の結果(紛争審査会に持ち込む、他の紛争機関に相談、地方整備 局に通報、大体納得した、指導内容が納得できない、その他)
- ク. 相談窓口を知ったきっかけ (リーフレット、業界紙・業界団体、駆け込みホットライン (国土交通省)、都道府県 (市町村)、下請かけこみ寺 (中小企業庁関係)、公正取引委員会、労働基準監督署、消費者センター、同業者、その他等)
- ケ. 相談概要メモの作成(相談のあった内容及びそれに対する回答)

ア〜クについては、平成28年度までの集計に使用されていた類型(当局が 指示する)に沿って分類・整理すれば足りる。

②報告書(年次報告)

①の報告について、平成29年4月から平成30年3月までの内容を集計し、 報告書としてとりまとめること。

③事例集(年次報告)

平成29年4月から平成30年3月末までに受けた相談内容について、争点 ごとに体系的に整理して集計し、紛争の要因と助言内容を類型的にとりまとめ た事例集を作成すること。

5. 業務の打合せ等

業務の打合せは必要に応じて行うこととし、管理技術者が出席するものとする。

6. 成果品の納入

- ①報告書(月次)・・・毎月10日までに担当者へ電子データで提出。
- ②報告書(年次)・・・紙媒体(製本)で2部納品する。
- ③事例集・・・紙媒体(製本)で2部納品する。
- ④電子データ・・・②から③について、CD-R等の媒体で2部納品。
- ⑤その他担当職員が指示するもの

7. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1)暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) 7. (1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 7. (1) 及び7. (2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8. その他

本仕様書に記載が無い事項で疑義が生じた場合は、両者の協議の上、決定する。

9. 監督職員

国土交通省土地·建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

許可係 鈴木 学

TEL:03-5253-8111 (内線 24718)

FAX:03-5253-1553

相談事例(論点整理の具体例)

<相談事例1>

【概要】

幼稚園新築工事を請け負って施工したが、施工途中で、施主から設計・施工管理を委託された設計事務所より、再三にわたり設計変更の指示が出たので、指示どおり施工したら、追加金額が5,000万円になった。追加金額が発生することはその都度口頭で通知していたが、設計事務所からは変更に伴う金額の提示がなかったので追加分は認められないと言われ、施主からも変更項目が理解できないので払えないと言われた。追加工事は設計事務所の指示に基づき施工したものであり、追加増額分を認めるべきではないか。

【論点】

相手との合意形成がなされていない追加工事代金を、請求することはできるか。

【回答】

追加、変更等による増額について、その都度相手との合意が出来ていない場合は、施工後の請求は当初の請負金額でしか請求できないが、施主から設計・施工管理を委託された設計事務所の指示により多くの変更、追加がなされた本事案の場合は、そのことが証明できれば話し合いの余地は十分にある。

紛糾した場合は、建設工事紛争審査会又は民事調停の申し立てを検討してはどうか。

<相談事例2>

【概要】

平成6年購入の建売住宅で22年経過しているが、約1年半前から大雨の都度床下浸水が発生し困っていたため、販売元の大手ハウスメーカーに要請して床下基礎部分を中心に点検した。販売元も床下部分への浸水痕は認めたものの、配水管等設備は問題がなく原因がわからないとの理由で補修には取り合わないが、無償補修を求められないか。

【論点】

瑕疵がなぜ発生したのか。また、相当年数経過している建築物について、無償で補修を求めることができるか。

【回答】

浸水はモルタル塗装等の経年劣化によるところが大きいと思われる。既に瑕疵担保期間も 消滅しており、よほどの欠陥が無い限り経年劣化による不具合の無償補修を求める事は無理 がある。図面・写真等で見る限り、当時の建築基準法に照らしても問題無く欠陥仕様とは言 えない。

訴訟は無理があるが、相手もかなりの浸水が生じた事は認めているので、話し合いで幾分かの補償費を認めさせる交渉をするのがよいのではないか。

<相談事例3>

【概要】

鉄骨工事を1次下請で受注したが、工事途中で追加工事費約4700万円が発生。また、 工期は昨年12月末までの予定だったが、工事遅延があり、翌年3月末までに延長された。 工事遅延の要因は、当社は、元請からの設計等の指示が遅れたことが主たる原因と考えて いるのに対して、元請は当社側に原因があると考えており、真っ向から対立している。

元請は、延長した工期に間に合わすために応援人工を派遣したとして、その代金900万円を下請代金から相殺する意向を示しているが、当社としては、その相殺は認められないと主張している。また、当社が請求している追加工事費4700万円について、元請は一切認めることができないと回答している。

【論点】

工期遅延の要因は、どこにあるのか。

【回答】

追加工事費4700万円が工期遅延により生じた増加費用ということであれば、工事遅延の責任が元請・1次どちらにあるかが大きな争点となる。応援人工に要した費用の問題も、工期遅延の問題と密接に関連しているのではないか。工期遅延がいずれに責任があるかは、紛争審査会など公正中立な機関で争うしかないのではないか。

<相談事例4>

【概要】

個人住宅のリフォーム工事を80万円で受け、既に完成し工事金も清算済だが、今年に入り、施主の相続人なる人物からリフォーム代金80万円は高すぎたので一部返還するよう要求があった。

工事金は清算済でもあったため、返還要求を無視していたが、簡易裁判所から突然「民事調停」の通知がきた。申立人は施主の相続人で、工事金80万円は高すぎるので28万円を返金しろという内容。裁判所に通知に対して、どう対応したらよいか。

【論点】

清算済の工事金に係る返還請求に対して、応じる必要があるか。また、簡易裁判所からの 通知に対して、どのように対応すべきか。

【回答】

工事金は清算済であり返還請求に応じる必要はないが、裁判所の呼びかけには応じた方が よい。裁判所に出頭して自分の立場、言い分をはっきり主張すべき。少額との理由で支払っ てしまうことや調停に出頭しないことは勧められない。

<相談事例5>

【概要】

農業用水路工事を1次下請として請け負った。埋め戻しの砂も含め、工事材料は全て元請けが用意したものを使用し、元請の現場監督の指示で工事を施工した。

発注者の完了検査で、水路(U字工)埋め戻し用砂の不足を指摘され、元請の現場監督の 指示でやり直し工事を施工し完了した。

やり直し工事費用50万円を元請けに請求したが支払ってもらえない。

【論点】

やり直し工事に至った要因はどこにあるのか。

【回答】

元請けの支給材料と指示で工事を施工することを条件に請け負っており、全面的に元請側に責任があるとの主張だが、工事現場には相談者の主任技術者も配置することとなっていたので、工事図面等で、砂の量が適正化どうか確認する義務があったものと思われる。

やり直し工事に至った経緯を整理し、元請及び下請のいずれに責任があるのか、両者に責任があるのか、負担割合はどうかを当事者間で協議する必要がある。

当事者間での協議が成立しない場合は、当事者の負担割合を決めるためにも、中立的に第 三者機関を介した解決を勧める。

<相談事例6>

【概要】

発注者と2400万円の建築工事請負契約を締結したが、その後、発注者から、当社は下 請業者に対する工事代金の支払状態が悪いという噂なので契約解除したいと、口頭で申し入 れがあった。ただ、今まで、当社と下請負人との間に、そのような事実は存在しない。

発注者の都合による一方的な契約解除の申し入れであるので、契約額の30%程度を損害 賠償として要求したいと考えているがどうか。また、口頭での契約解除の申し入れは、有効 なのか。

【論点】

口頭による契約解除の申し入れは有効か。また、契約額の30%程度の損害賠償は妥当か。 【回答】

契約解除の理由が風評被害に基づくものであるならば、発注者の都合による解除ということになると思われる。

損害賠償額については請負契約書に定めがあるかどうか。定めがない場合は話合いで決めることになる。話合いが付かない場合は民事調停を申し立てるか、又は民事訴訟を提起するかになるのではないか。

ロ頭での契約解除の申し入れでも有効であるが、後々のトラブル等を考慮すれば書面でや り取りをすべきと考える。

利用者アンケート調査実施要領

建設業取引適正化センターの業務について、利用者の満足度を把握する観点か ら、相談者の了解が得られた場合には、相談者への応答終了後に、以下の応答要 領に基づき、下記事項のアンケート調査を実施する。

(応答要領)

このアンケートは、建設業取引適正化センターの設置業務をより良いものとす るための参考とさせていただくものであり、本アンケートの目的以外には使用 いたしません。

お手数をかけしますが、ご協力をお願いいたします。

【Q1】適正化センターからの回答は、ご相談事案の解決に参考となりましたか。

1 大変参考となった

2 参考となった

3 あまり参考とならなかった 4 参考とならなかった

【Q2】回答のわかりやすさはどうでしたか。

1 とてもわかりやすかった 2 わかりやすかった

3 少しわかりにくかった

4 わかりにくかった

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

「建設業取引適正化センター設置業務」の総合評価基準書

1. 総合評価方式の概要

本総合評価基準(以下「本基準」という。)は、「建設業取引適正化センター設置業務」(以下「本入札」という。)を行うにあたり、本業務に係る技術、業務の実施体制等を評価する 基準を示したものである。

本入札における評価は、入札時に提案された各項目を予め決められた評価基準に従って 採点し得られる技術評価点を、入札価格で除して得た数値(総合評価点)を以って行うこと とし、得られた総合評価点の大きい者を受注者とする総合評価落札方式(除算方式)により 契約業者を決定する。

ただし、入札価格については、予定価格の制限の範囲内でなければならない。

2. 提出書類等

総合評価のための書類として、以下のとおり作成し5部提出すること。

- ・電子調達システムにより入札に参加する場合は入札参加申請書、電子調達システムにより難い場合は紙入札方式参加願
 - ・平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」に おいて関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であることを証明する書類(資 格審査決定通知書の写し)
 - ・総合評価申請書(別紙2、様式1~様式6)

3. 総合評価の方式

- (1) 仕様書で要求している必須要件は「総合評価基準」の評価区分が「必須」と記載されており、「必須」項目の要件を全て満たしている場合は「合格」として技術評価点の「基礎点」を与えることとし、項目のうち1つでも満足していない場合は「不合格」とする。なお、応札者の提案した内容が各必須要件を満足しているか否かは、発注者の審査により判断する。
- (2)(1)の審査に合格した場合に、更に「5.技術評価点加点基準」に示す方法に従い加点分の評価点を与える。従って、技術評価点は以下の算出式により算定する。

技術評価点 = 基礎点 + 加点

(3)(2)で得た技術評価点を、次の計算式により算出したものを総合評価点とする。 総合評価点 = 技術評価点 / 入札価格

4. 技術評価点配点方法

- (1)技術評価点の基礎点を100点、加点最高点の合計を118点とし、技術評価点の満点を218点とする。
- (2)技術評価点の評価区分及び評価区分毎の基準点及び加点は「別紙1 総合評価基準」を参照。

5. 技術評価点加点基準

- (1)「別紙1 総合評価基準」に示す各加点評価項目について、提案書の提案内容を評価 内容に従って評価することとする。なお、提案書の提案内容に係る評価は、発注者の審 査により判断する。
- (2) 各加点評価項目の評価は、評価の高いものが高得点を得るように加点する。加点は項目にもよるが、A、B、C、D、Eの5段階で行い、それぞれの項目毎の割合で配点を付与することとする。
 - A…非常に優れている
 - B…優れている
 - C…標準的·普通
 - D…やや劣る
 - E…記載なし、又は期待できない

6. 注意事項

業務提案書の提案内容が不明確な場合は、必須項目の評価については不合格とする場合があり、また、加点に関する評価については加点の対象とならない場合があるので、提案内容は極力わかりやすく詳細に記載すること。

また、発注者より提案内容についての説明を求められた場合には、速やかに対応すること。

総合評価基準

件名:建設業取引適正化センター設置業務

					技術評価点 加算点						
評価項目 評価 区分			評価基準						点		
					礎点	Α	В	С	D	Е	
(1)	予定技術者等の経験及び能力に関す		•								
1.1	同種又は類似業務等の実績の内容	必須	【管理技術者】 本業務を管理・監督するため、建設業に関する業務の経験を 名置くものとする。	を有する管理技術者を1	25						
		4- F	東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ、建設美有する職員を常時2名配置する。	美に関する業務の経験を							
		加点	【管理技術者】 過去10年以内に(平成18年度以降)本業務と同種業務の実 同種業務の実績がある。 同種業務有り=5点、準ずる業務有り=3点、実績なし=0点 ※同種業務とは建設業の相談窓口に限らず、相談業務を行っ ※準ずる業務とは建設業に限らず、窓口案内業務を行った経	た経験。		5	_	3	-		
		加点	【相談員】 過去10年以内に(平成18年度以降)本業務と同種業務の実 同種業務の実績がある。 同種業務有り=5点、準ずる業務有り=3点、実績なし=0点 ※同種業務とは建設業の相談窓口に限らず、相談業務を行っ ※準ずる業務とは建設業に限らず、窓口案内業務を行った経	た経験。		5		3			
1.2	業務の実施体制	加点	業務実施体制 (様式1について記載する) 設置場所、設備等センターの設置及び構成も含め、円滑な業 制がある。	務遂行のための実施体		15	10	8	4		
	業務の実施方針等に関する事項				25						
2.1	業務理解度	業務理解度 必須 適正化センターの運営方針について記載する。 (様式4について記載する) 仕様書の内容を満たす業務を実施することが提案書において明確に示されている。									
	必須 東京23区内及び大阪市内の相談窓口に、それぞれ弁護士及び建設業の実務に精力した有識者をそれぞれ1名、仕様書に記載の回数以上勤務させる。										
		加点	弁護士及び建設業の実務に精通した有識者を選定するにあ が優れた内容となっている。	たっての考え方や方法		15	10	8	4	ŀ	
		加点	│ 適正化センターが取り組む業務や相談対応の基本方針が優 │	れた内容となっている。		15	10	8	4	-	
		加点	相談者への対応方法(窓口での接遇を含む。)が優れた内容	Fとなっている。		15	10	8	4		
		加点	適正化センターの周知方法が優れた内容となっている。			15	10	8	4		
		加点	記録及び報告の方法が優れた内容となっている。			5	4	3	2	2	
2.2	実施手順の妥当性	必須	業務実施手順が妥当であり計画性がある。		25					İ	
		加点	業務量の把握が適切であり妥当である。			5	4	3	2	2 (
(3)	提案内容の創造性及び新規性等に関	ー する事	I I項							T	
3.1	創造性、独自性	加点	業務実施にあたって、仕様書の内容をより効果的に行い得る	5具体的な							
			提案がある場合(4提案以内)。 	提案1		5	4	3	2		
				提案2		5	4	3	2		
				提案3		5	4	3	2		
				提案4		5	4	3	2	2	
(4)	ワーク・ライフ・バランスの推進に関す	る事項									
4.1	ワーク・ライフ・バランスの取組状況	加点	ワーク・ライフ・バランスに係る取組について、以下のいずれる。	かに該当するものであ		3	2	1	0.5	,	
			(複数の認定等に該当する場合は、最も高い区分により加点を								
			①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成2) 「女性活躍推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定企業								
			(「1段階目」及び「2段階目」の評価は、「労働時間等の働き 方に係る基準」を満たすことが必要となる。また、「行動計画」	1段階目 1							
			の評価は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の	2段階目 2							
			策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を	3段階目 3							
			策定している場合のみ)	行動計画 0.5							
			②次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん								
			認定企業)	くるみん	4						
			 ③青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98 ⁵	プラチナくるみん 2 号。以下「若者雇用 。	-						
			促進法」という。)に基づく認定(ユースエール認定企業)	2						L	
			合計		100	118					

業務の名称: 建設業取引適正化センター設置業務

履行期限: 平成30年3月31日

標記業務について、総合評価申請書(技術提案書)を提出します。

殿

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省土地・建設産業局長

提出者) 住所

電話番号

会 社 名

代表者 役職名

氏名

印

作成者) 担当部署

F A X

E-mai1

- (1)業務実施体制
- ① 適正化センターの設置場所

東京: 大阪:

②管理技術者及び相談員

	氏名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
相談員(東京)			
相談員(大阪)			

- 注1) 氏名にはふりがなをふること。
- 注2) 所属・役職については、技術提案書の提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

(2) 再委託の有無及び予定

分担業務の内	提案内容に占める概ね	再委託先又は協力先、並びにその具体的
容	の割合 (金額ベース)	内容及び理由(企業の技術的特徴等)
	%	
	%	
	%	

注1) 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再 委託してはならない。

(3)	業務上必要な設備	(相談対応のための会議室、	電話、	ファックス等)	の有無及びその
根	光 要				

設備の名称	設備の概要(会議室の面積やテーブルの数、電話及びファックスの回線数等)

(4) 適正化センターの設置及び構成(設置場所、センター設備など)

(5) 管理技術者の経歴、手持ち業務の状況及び資格

①氏名				年月日				
③所属・役職								
④建設業に関する業務の経歴 (3件まで)								
業務名	業務概要(具体的に	記載	()	発注機関		履行期間		
⑤手持業務の状況(平	成29年1月1日現在	主)、	契約	方金額500	万円以上			
業務名	発注機関	履行	期間		契約金	額		
					(」金額の合計		
						万円)		
⑥従事技術分野の経歴	(直近の順に記入)							
1)						年 ヶ月)		
2)			月~		月 (年 ヶ月)		
3)		年	月~	年 累	月 (計 (年 ヶ月) 年 ヶ月)		
⑦その他の経歴 (業務	表彰、その他)							
⑧保有する資格	8保有する資格							

(6) 相談員の経歴、手持ち業務の状況及び資格

①氏名				年月日			
③所属·役職							
④建設業に関する業務	の経歴 (3件まで)						
業務名	業務概要(具体的に	記載	;)	発注機關	男	履行期間	
⑤手持業務の状況(平	成 2 9 年 1 月 1 日現7	生)、 ——	契糸	勺金額50	0万円以. 	上 	
業務名	発注機関	履行	期間		契約金	金額	
					(W. A +T ~ A =1	
		1 1 1 1 1			(学	約金額の合計 万円)	
⑥従事技術分野の経歴	(直近の順に記入)	<u>:</u>			<u> </u>		
1)						年ヶ月)	
2)						年 ヶ月) 年 ヶ月)	
			71			年ヶ月)	
⑦その他の経歴(業務	 表彰、その他)						
8保有する資格							

(7) 適正化センターの運営方針

(「建設業取引適正化センター設置業務入札説明書」及び「仕様書」	の趣旨を踏まえ、	適正
化センターの運営方針について、詳しく記載してください。)		

(8) 業務の実施方針等に関する事項

「建設業取引適正化センター設置業務入札説明書」及び「仕様書」の趣旨を踏まえ、以 ^一 内容について取組み方法を具体的に記載して下さい。	下の
①弁護士及び建設業の実務に精通した有識者を選定するにあたっての考え方や方法	
②適正化センターが取り組む業務及び相談対応の基本方針	
③相談者への対応方法(窓口での接遇を含む)	
④適正化センターの周知方法	
⑤記録及び報告の方法	
⑥業務量の推計	

(9)	提案内容の創造性及	び新担性等に関する	、重項
()		(U) 70 1 M 1 T TT (U IF) 9 6	ノザウ

業務実施にあたって、仕様書の内容をより効果的に行え得る具体的な提案がある場合には、 その内容を具体的に記載してください(4提案以内)。
ての内谷を具体的に記載してくたさい(4旋糸以内)。

(10) ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事項

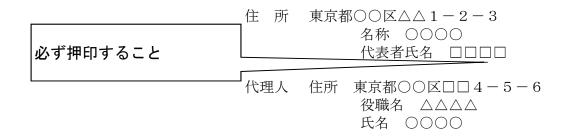
ワーク・ライフ・バランスに係る取組について、以下に該当する場合は、それぞれ の認定等において、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般行動計画 策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付してください。

- ①女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業)
- ②次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)
- ③若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)

様式1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 国土交通省土地・建設産業局長 殿



入札参加申請書

件 名 建設業取引適正化センター設置業務 ______

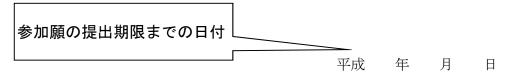
上記件名の調達に係る一般競争入札に当たり、当社は電子調達システムにより参加したいので、申請します。

様式2

紙入札方式参加願

件 名 建設業取引適正化センター設置業務

上記件名の調達に係る一般競争入札に当たり、当社は紙入札方式での参加を申請いたします。



資格審查登録番号 (業者登録番号)

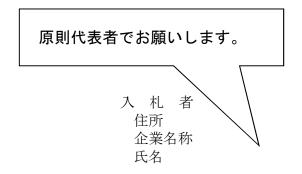
企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職



囙

支出負担行為担当官

国土交通省土地·建設産業局長 殿

入 札 書

件 名 建設業取引適正化センター設置業務

¥

上記金額をもって入札いたします。

平成 年 月 **入札書の提出期限までの日付**(開札 日の日付ではないので注意)

支出負担行為担当官 国土交通省土地·建設産業局長 殿

> 住所 名称 代表者氏名

印

- (備考) 1. 金額は算用数字で表示し、あたまを¥でとめること。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

様式3

年 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

印

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. 委任期間

平成年月日から平成年月日まで

例示により、この例に とらわれなくてよい。

2. 委任事項

- ① 見積並びに入札に関する一切の件
- ② 請負契約締結に関する件
- ③ 請負履行に関する件
- ④ 請負代金の請求並びに受領に関する件
- ⑤ 紙入札方式参加願いに関する件
- **6** • • •

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国土交通省土地·建設産業局長 殿

 委任者
 住所

 名称

代表者氏名

囙

(備考) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

2. 委任事項は、必要に応じて適宜項目を加除して使用すること。

56,700,000

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費 単位(円) 人件費 中成25年度 平成26年度 平成27年度 人件費 常勤職員 物件費 委託費等 役務 57,225,000 57,132,000 56,700,000

 委託費等
 役務
 57,225,000
 57,132,000
 56,700,000

 旅費その他

 計(a)
 57,225,000
 57,132,000
 56,700,000

 参考値
 退職給付費用

 財援部門費

57,225,000

57,132,000

(a)+(b) (注記事項)

〇本業務は、従来より業務の全部を外部委託により実施しており、上記経費各欄の金額は支払額(単年度契約の契約金額)である。

〇委託費の内訳は以下のとおり。

(委託費内訳)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	技術者経費	2,828,400		1,749,000
	常勤職員経費	33,816,000	36,038,000	34,319,000
直接経費	謝金	8,640,000	8,760,000	8,760,000
	相談室賃借料	6,306,000	6,118,000	6,113,000
	備品∙消耗品費	440,000	355,000	176,000
	光熱水料	324,000	150,000	200,000
	印刷製本費	455,000	250,000	100,000
	旅費交通費	392,000	204,000	100,000
	通信運搬費	515,000	335,000	386,000
	雑費	783,600	690,000	597,000
消費税		2,725,000	4,232,000	4,200,000
合計		57,225,000	57,132,000	56,700,000

※雑費には、広告料等を計上している。

2 従来の実施に要した人員

単位(人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
管理技術者	1	1	1
技術者	1	1	1
(センター東京)			
常勤職員	3	3	3
非常勤職員	0	0	0
(センター大阪)			
常勤職員	3	3	3
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験)

○建設業に関する業務の経験を有すること。

(注記事項)

- 〇上記に記載の人員のほか、弁護士、建設業の実務に精通した有識者(土木・建築の資格を有するなど建設業の現場実務に精通した者)を、東京、大阪両方に各1名ずつ配置。
- 〇弁護士は月4回、土木技術専門家及び建築技術専門家はそれぞれ月2回勤務。

3 従来の実施に要した施設及び設備

【平成25年度】

(センター東京)

事務所面積:81㎡ 事務所面積:70㎡

(うち相談室) 10 m² × 2、テーブル × 2台 (うち相談室) 10 m² × 2、テーブル × 2台

(センター大阪)

電話 : 4回線 電話 : 4回線 ファックス : 1回線

PC: 専用PC4台PC: 専用パソコン4台コピー機等: 専用コピー機1台

【平成26年度】

(センター東京) (センター大阪)

事務所面積:53㎡ 事務所面積:70㎡

(うち相談室) 10 m² × 2、テーブル × 2台 (うち相談室) 10 m² × 2、テーブル × 2台

電話 : 4回線 電話 : 4回線 ファックス : 1回線

PC: 専用PC4台PC: 専用パソコン4台コピー機等: 専用コピー機1台

【平成27年度】

(センター東京) (センター大阪)

事務所面積:45㎡ 事務所面積:70㎡

(うち相談室) 10 m² × 2、テーブル × 2台 (うち相談室) 10 m² × 2、テーブル × 2台

電話 : 4回線 電話 : 4回線 ファックス : 1回線

PC: 専用PC4台PC: 専用パソコン4台コピー機等: 専用コピー機1台

4 従来の実施における目的の達成の程度

単位(率)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(1)当日中に回答したか	99.8%	99.1%	99.2%
(2)相談対応に納得したか	79.0%	91.1%	84.1%

※(2)に係る回答の回収率は、平成25年度 100%、平成26年度 100%、平成27年度 100%。 (注記事項)

5 従来の実施方法等

(1)実施フロー

別紙「業務フロ一図」のとおり。

(2)業務取扱時間

- ・月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時まで
- ・休日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)

(3)取扱数量等

①-1 総数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
(相談件数)				
総数	1,445	1,280	1,263	
うち、センター東京	848	802	813	
うち、センター大阪	597	478	450	
①-2 月別件数				
4月	158	119	106	
5月	156	123	98	
6月	127	129	125	
7月	144	139	89	
8月	116	94	99	
9月	116	107	100	
10月	130	90	104	
11月	107	74	121	
12月	96	80	93	
1月	83	84	86	
2月	104	111	110	
3月	108	130	132	
②対応手段別				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
総数	1,445 (100%)	1,280 (100%)	1263 (100%)	
うち、電話	1,370 (94.8%)	1,207 (94.3%)	1207 (95.6%)	
うち、メール	10(0.7%)	8(0.6%)	1 (0.1%)	
うち、FAX	26(1.8%)	7(0.5%)	1 (0.1%)	
うち、面談	39 (2.7%)	58 (4.5%)	54 (4.3%)	

③当事者類型別

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総数	1,445 (100%)	1,280 (100%)	1,263(100%)
うち、個人発注者→請負人	162(11.2%)	120(9.4%)	117(9.3%)
うち、法人発注者→請負人	13(0.9%)	5(0.4%)	10(0.8%)
うち、請負人→個人発注者	21 (1.5%)	23(1.8%)	17(1.3%)
うち、請負人→法人発注者	28(1.9%)	24(1.9%)	43(3.4%)
うち、下請負人→元請負人	1,061 (73.4%)	917(71.6%)	840(66.5%)
うち、元請負人→下請負人	50(3.5%)	80(6.3%)	53(4.2%)
その他	110(7.6%)	111(8.7%)	183(14.5%)

④相談内容別

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総数	1,445 (100%)	1,280 (100%)	1,263(100%)
下請代金の争い	903 (62.5%)	746 (58.3%)	708(56.1%)
工事瑕疵	92(6.4%)	82(6.4%)	74(5.9%)
契約解除	71 (4.9%)	49 (3.8%)	63(5.0%)
工事代金の争い	29 (2.0%)	39 (3.0%)	35(2.8%)
工事遅延	18(1.2%)	29 (2.3%)	12(1.0%)
その他(材料の強制購入等)	332(23.0%)	335 (26.2%)	371(29.4%)

⑤対応主体別

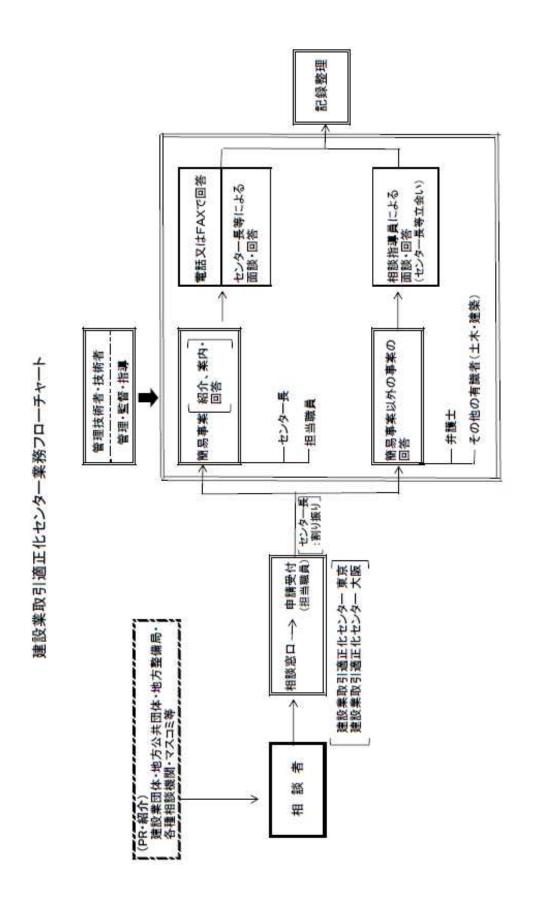
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総数(面談)	39 (100%)	58 (100%)	54(100%)
うち、相談員のみ	29 (74.4%)	19 (32.8%)	23(42.6%)
うち、弁護士同席	9(23.1%)	30 (51.7%)	26(48.1%)
うち、有識者同席	1 (2.6%)	9(15.5%)	5(9.3%)

[※]弁護士や有識者による相談への個別対応は、面談対応が中心のため、母数を面談対応件数に設定。

⑥1件あたりの所要時間

平均30分程度、1時間を超える場合もあり。

[※]弁護士や有識者は、相談への個別対応のほか、専門的な見地から、相談員が対応している事案への対応指導も行っている。



業務報告書閲覧に関する誓約書

国土交通省土地•建設産業局長	殿

_____(以下「弊社」という。)は、この度、国土交通省 (以下「貴省」という。)の発注する「平成29年度 建設業取引適正化センター 設置業務」に係る業務報告書の閲覧に関し、下記事項を誓約致します。

第1条(守秘義務の誓約)

弊社は貴省の許可なくして、社外はもちろん貴省職員で本件に直接関与 していない者に対しても、閲覧において弊社が知り得たすべての事項・情報 を開示、漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束致します。

第2条(資料複写の禁止等)

弊社は、守秘義務を厳守するため、貴省より開示された資料一切の複写をしないことを約束致します。

第3条(守秘義務違反後の処置)

弊社は、貴省とお約束した守秘義務に反した場合、貴省が行う合法的処置を受けることを約束いたします。

 平成
 年
 月

 住
 所

 会社名

代表者名

印